平成２９年（フ）第２４０号
京都市山科区四ノ宮川原町５番地　リブライブⅡ　103号、前住所京都市東山区六波羅南通西入上る池殿町211番地の１
債務者　髙橋冨久子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２５０号
京都市東山区渋谷通東大路東入常盤町470番地１　稲川荘２Ｆ12号
債務者　今中美智子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第５９号
奈良市中登美ヶ丘１丁目4162番地の１　中登美団地Ｃ10―505号
債務者　藤本　林造
１　決定年月日時　平成29年３月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第１号
鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋775番地55（旧住所　鳥取県倉吉市福庭町１丁目488番地福庭荘６号室）
債務者　池本　尚樹
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第５号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字上浅津73番地９
債務者　森田　竜太
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第７号
鳥取県東伯郡北栄町江北434番地24
債務者　今井　辰仁
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第８号
鳥取県倉吉市清谷369、住民票上の住所鳥取県東伯郡湯梨浜町大字橋津45番地
債務者　森谷　香江
１　決定年月日時　平成29年３月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１２号
鳥取県東伯郡三朝町大字三朝139番地　恋谷団地11号
債務者　清水　郁恵
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１３号
鳥取県東伯郡三朝町大字大瀬922―７、住民票上の住所鳥取県東伯郡三朝町大字西小鹿812番地
債務者　吉田　真樹
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２９年（フ）第１０２号
広島県廿日市市阿品台２丁目５番９号
債務者　杉山　亮子
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２６号
愛媛県伊予郡松前町大字恵久美489番地３
債務者　戎田まゆみ
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３４号
愛媛県松山市姫原３丁目４番13号　北四国製菓ハイツ408号
債務者　只　　満則
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第６６号
福岡県大川市大字向島1595番地１光コーポ202号
債務者　西　　洋一
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２９年（フ）第９５号
熊本市南区江越１丁目27番28号　アップルハウス江越110号
債務者　垣添　欽也
１　決定年月日時　平成29年３月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６号
秋田県大館市字大田面380番地ブルス・ハープⅢ
債務者　小畑　　渉
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２８年（フ）第１６６号
茨城県取手市椚木453番地１
債務者　岩井　一哉
１　決定年月日時　平成29年３月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年５月24日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係